

厚岸町条例第37号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月16日

厚岸町長 若狭 靖

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和44年厚岸町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。